

王寺町害虫駆除補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、住民の生活の安全に寄与するため、人に危害を加えるおそれのある害虫の適正な駆除に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「害虫」とは、すずめ蜂のことをいう。

(補助要件)

第3条 補助金の交付は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 営巣場所が、国・県・町等の公共団体及び公共的団体が所有する土地・建物等以外の私有地内であり、住宅地、一般道路周辺等で常に不特定多数の人が利用する場所である場合
- (2) 前号の土地・建物等の所有者又は管理者から事前に申し出があり、町長がその申し出人自ら駆除することが困難であると認めた場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除に要した費用の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。

ただし、その額が10,000円を超えるときは10,000円とする。

(補助金の交付申請書及び交付請求書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、害虫の駆除が完了した後直ちに王寺町害虫駆除補助金交付申請書（第1号様式）及び王寺町害虫駆除補助金交付請求書（第2号様式）に領収書及び施行前・後の写真等必要な書類を添付し、町長に申請しなければならない。

(審査及び交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受け付けた場合には速やかに審査を行い、適当と認めるときは、当該申請者に王寺町害虫駆除補助金交付決定通知書（第3号様式）を交付しなければならない。

(駆除費用の減免)

第7条 この要綱に定める駆除費用の減免を受けようとする者は、王寺町害虫駆除費用額（減免）申請書（第4号様式）及びその事実を証する書類を提出しなければならない。

- (1) 生活保護法の適用を受けている者
- (2) 当該年度中に天災その他災害により甚大な被害を受けた世帯
- (3) その他、特に町長が必要と認めるとき

(補助金の返還等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。